

センターだより

第4号

平成 21 年 12 月 1 日

編集・発行 東京都立心身障害者口腔保健センター（指定管理者：社団法人東京都歯科医師会）
〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 8F・9F 電話 03-3235-1141(代表)
03-3267-6480(予約・診療)

定期健診のシステムについて

定期健診とは？ ～痛くなってからではなく、痛くなる前に～

むし歯や歯周病は治療が終了しても、お口の中にあるプラーク（細菌）によって再発してしまいます。お口の健康を維持する為には、病気の原因を早期に発見し早期に治療することが必要です。そこでセンターでは3～4ヵ月ごとの定期健診の受診をお勧めしています。

- ◇治療後の再発の防止
- ◇むし歯や歯周病の発生の予防
- ◇歯周病進行の防止
- ◇診療の慣れの持続の為に
- ◇近医での診療を可能にする為に

定期健診を受けましょう！



定期健診の内容

- ◇むし歯、歯周病の診査、エックス線写真による診査
- ◇患者さんに合わせたブラッシングの支援
- ◇使用している清掃用具の確認
- ◇歯周病検査
- ◇スケーリング（歯石除去）
- ◇PMTc（歯面の機械的清掃）

定期健診では、これらを患者さんの年齢、お口の中の状態に合わせて行っていきます。一定の期間が空きますので、患者さんの状況を問診にて把握し、無理のないようすすめます。センター内の先生、衛生士で定期健診に慣れたら、自宅近くのかかりつけ歯科医院での受診をお勧めします。

初診から定期健診への流れ



初めての来院
お口を診査



同じ先生・衛生士で
治療・予防

3～4ヵ月



同じ先生・衛生士で

定期健診

お口の中が安定したら・・・

上手にできたら・・・



近くの歯科医院へ



定期健診上手になりました



新しい先生と衛生士で**定期健診**



定期健診のよくあるQ and A

Q 定期健診と予防での来院の違いはなんですか？

A 予防では、定期健診よりも短い間隔でお口の中の管理が必要な場合に継続して来院していただきます。内容は本人の歯磨き練習や仕上げ磨き方法のアドバイス、ご家庭での歯磨きが困難な場合の機械的清掃、診療に慣れる為のトレーニング、歯周病の管理などです。予防の場合は、同じ歯科衛生士が、お口の中の状態が安定し、定期健診となるまで担当していきます。

Q 定期健診になると、担当歯科医師と歯科衛生士が変わるのはなぜですか？

A センター内で歯科医師、歯科衛生士が変わることにより、色々なスタッフと接する経験を積んでいくためです。誰にでも診てもらえるという自信が付き、それが地域での受診につながります。

Q 定期健診でも歯ブラシを持って行った方が良いですか？

A はい。定期健診時にも、必要に応じて歯磨き指導や確認をします。歯ブラシだけでなく、普段お使いの歯口清掃用具（歯間ブラシ、フロスなど）もお持ち下さい。



Q どれくらい前から予約ができますか？

A 定期健診希望日の前月1日から予約できます。

例) 1月の定期健診の場合、予約は12月1日より受け付け

Q 定期健診時に歯科と関係のない、日常生活のことなど聞かれるのはなぜですか？

A 問診では、定期健診で来院間隔の空いた患者さんの体調、環境の変化、生活リズム、お薬の内容等確認することにより、患者さんの状態を把握し適切な無理のない計画を立て診療を行う為です。

Q 遠くの施設に入所していて、通所が難しいのですが、

A 担当歯科医師と相談し、夏休みや冬休みなど帰省時のみの定期健診でも可能です。

Q 定期健診でフッ素塗布はしてくれますか？

A はい。自費診療（800円）となります。

Q 地域での定期健診や予防処置はできそうですが、治療は不安です。

A 地域の歯科医院で、定期健診を行っていても、治療が必要になった場合は、治療のみセンターで行うことが可能です。また通いやすい地域の歯科医院の紹介も致しますので、お気軽に担当歯科医師、歯科衛生士にご相談下さい。



悩みや不安、疑問等は担当スタッフにご相談下さい。これからもお口の中を健康に保ち、健やかな生活が送れるように一緒にがんばりましょう！！